

下水道使用料等算定作業の流れ

前提：下水道使用料等の原則

下水道法

第20条第2項(使用料)

使用料は、次の原則によつて定めなければならぬ。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不當な差別的取扱をするものでないこと。

地方公営企業法

第17条の2第2項(経費の負担の原則)

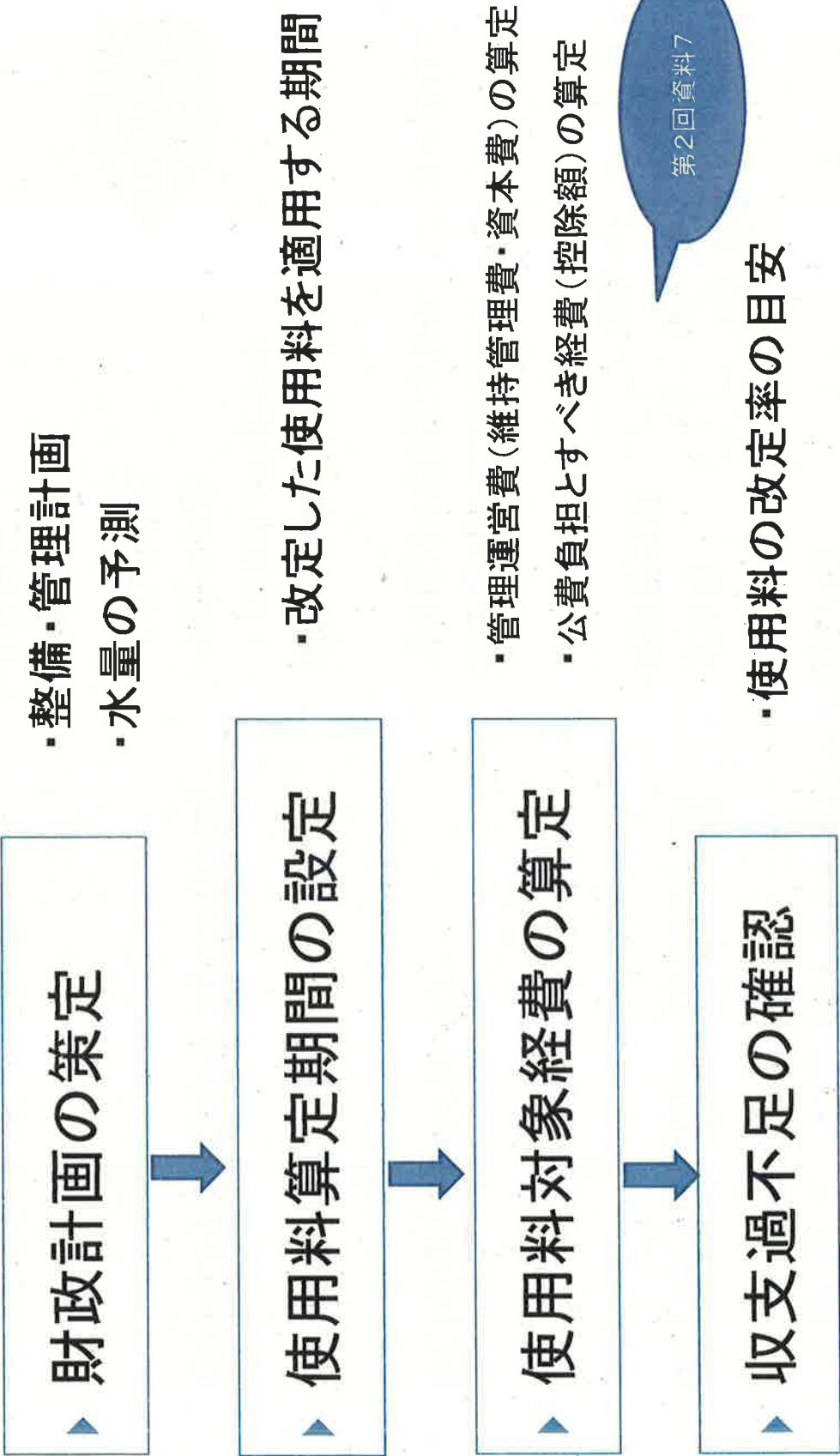
- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するもの(※)を除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

※当該公営企業の収入を充てることが適當でない経費、能率的な経営を行なつてもなおその収入のみを充てることが客観的に困難と認められる経費

第21条第2項(料金)

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

Step 1. 使用料対象経費の算定



第2回資料7

Step2. 使用料体系の設定

- ▶ 使用料対象経費の分解

・資本費
・維持管理費
・需要家費
・固定費
・変動費

用語集
又はP.6



- ▶ 使用者群の区分

・水量区分の設定(水量使用料)
・水質区分の設定(水質使用料)米子市は無い



- ▶ 使用料対象経費の配賦

経費の性質に応じて配賦
・一般排水と特定排水
・需要の変動
・水質の負荷



- ▶ 使用料体系の設定

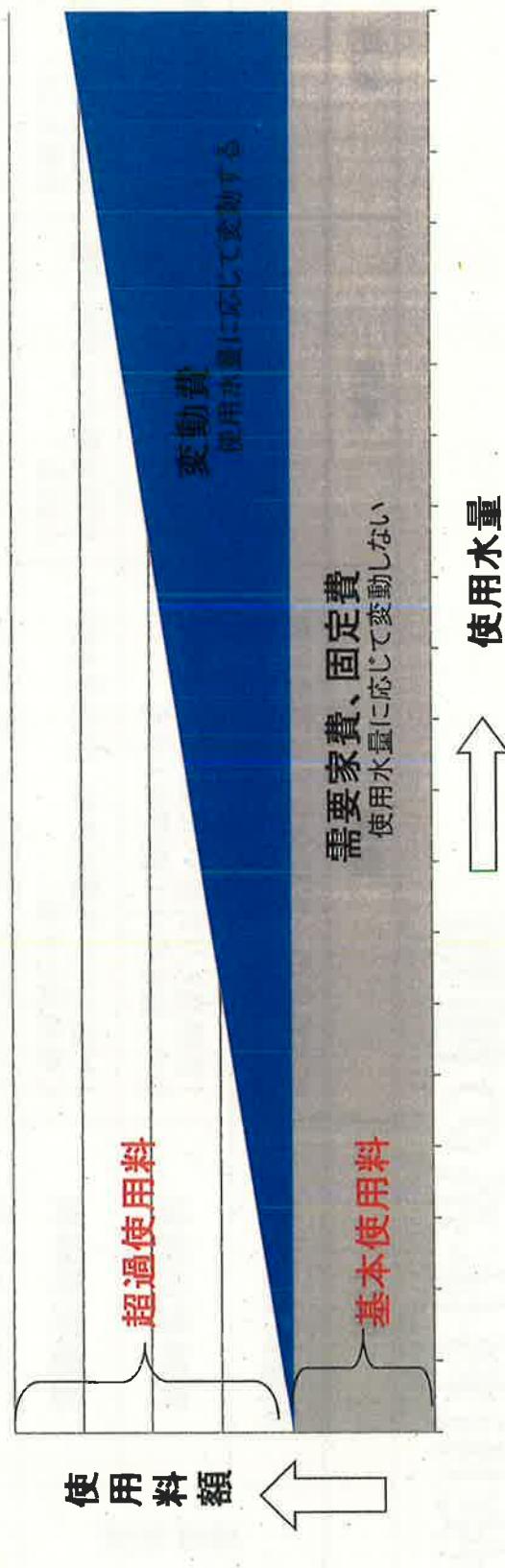
・基本使用料
・従量使用料
・水質使用料

使用料体系の種類

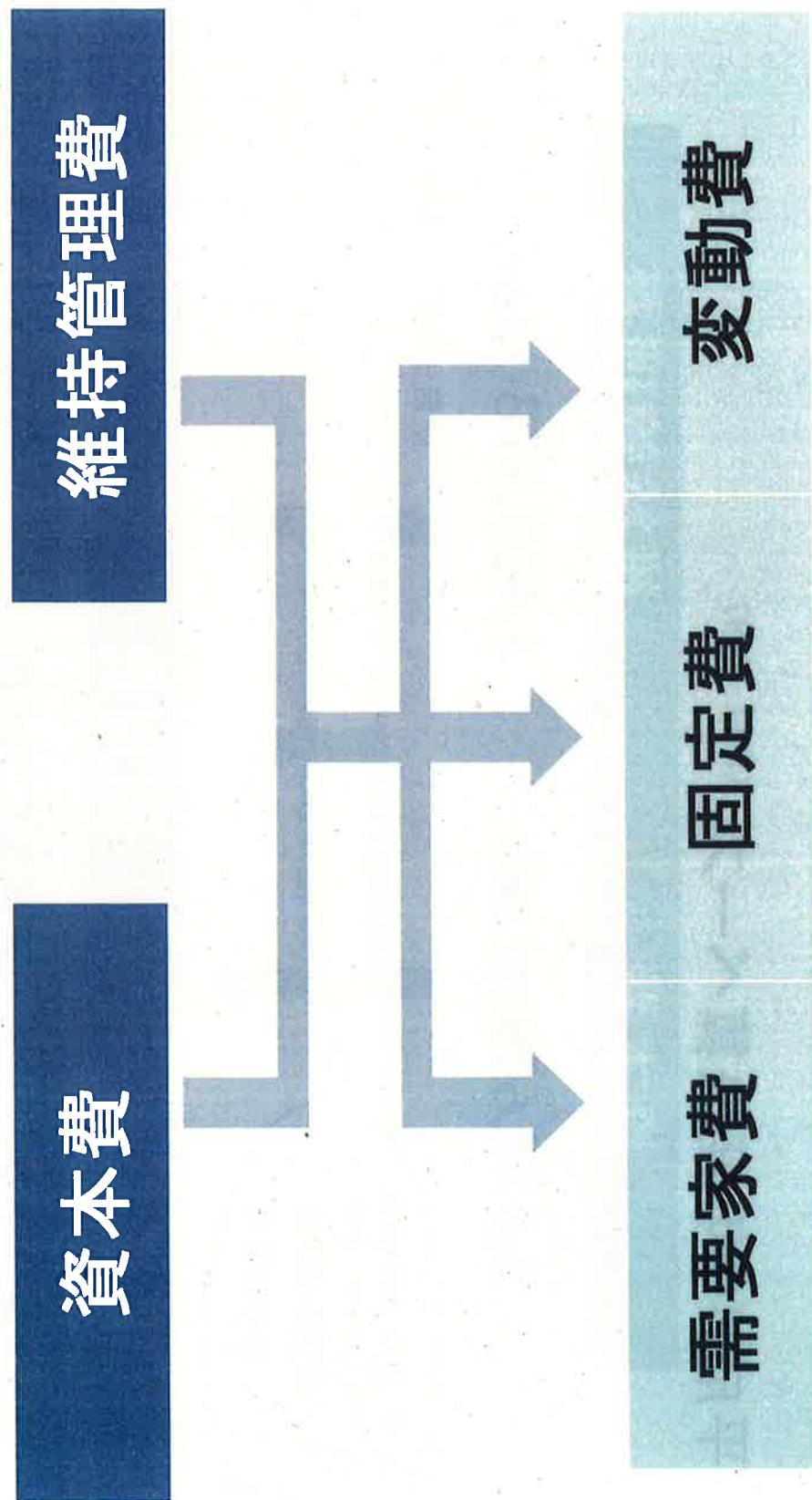
区分	説明	長所	短所
基本体系	水道料金の一定割合を下水道使用料とする	使用料の算定が簡単	原価に關係なく算定
	1世帯当たり又は一人当たりの単価を決め、数を掛けて使用料とする	使用料の算定が簡単	使用者間の公平性が保たれない
	1m ³ 当たりの単価を決め、排出量を掛けたて使用料とする	使用者間の公平性が保たれる	水量が少ないと経費を貽えない
	定額使用料制と従量使用料制を併用 基本使用料+従量使用料=下水道使用料	体系が経費の性質に合致。基本使用料があるので収入が安定	基本使用料が高くなり過ぎ、少量使用者の負担が重い
	従量使用料制で、汚水排出量が増えるほど単価が上がる制度	大量排水の抑制。建設費分担の合理性に叶う	大量排水者が節水する
	一般排水と特定排水を区分する制度	原因者負担の観点から、特定期排水(工場等からの排水)を分け、経費を配賦し、使用料を設定する	具体的な基準の設定が難しい
水質に関連した区分	水質使用料制	排水の水質濃度に応じて使用料を区分する	水質認定事務量の増大
	用途別使用料制	使用者の態様や使用目的等によって使用料を区分する	用途区分の設定、原価の差異の説明が難しい

使用料対象経費の基本イメージ

需要家費	使用者数に応じて増減する経費 (使用料収支関係経費(委託料、人件費)、 電算処理委託料等)
固定費	使用者数、使用水量の多寡に関わりなく、必要な経費 (資本費、施設維持管理に係る人件費等)
変動的経費	使用水量に応じて変動する経費 (動力費、薬品費等)



実際には算定：使用料対象経費の分解

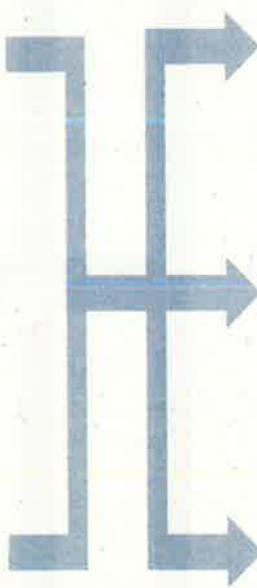


使用料対象経費の分解：米子市の場合

▶ 平成30年度決算ベース (単位:千円)

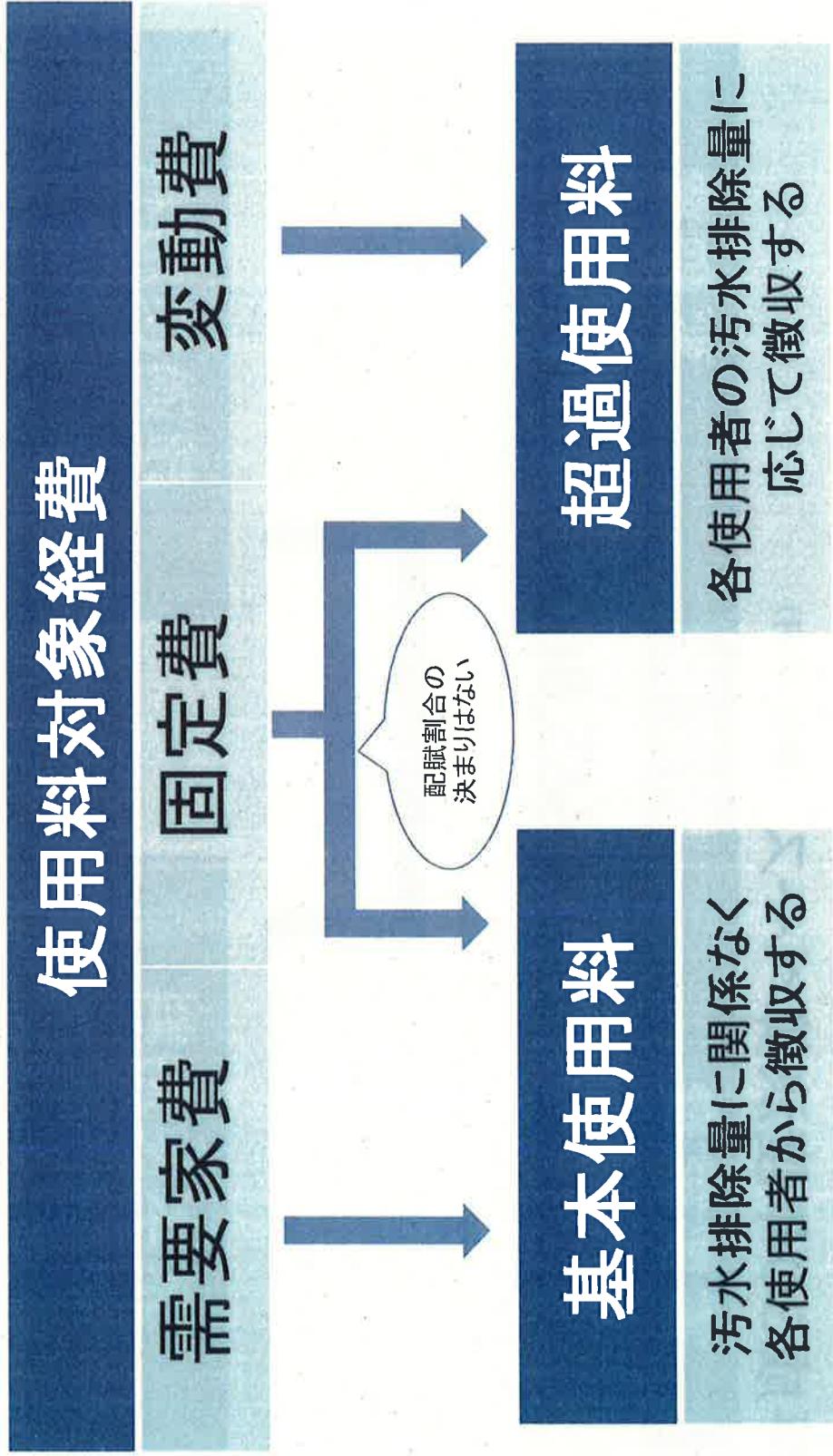
資本費	維持管理費	変動費
3,677,609 (72.4%)	1,403,378 (27.6%)	190,171 (3.8%)
需要家費	固定費	4,665,860 (93.4%)
138,112 (2.8%)		

※第2回資料7より



浴場・温泉は料金体系が別なので、その分の経費を抜きます。△86,844千円

実際に算定：使用料対象経費の配賦



使用料対象経費の配賦：米子市の場合

▶ 平成30年度決算ベース (単位:千円)

需 要 家 費	固 定 費	変動費
138,112	4,665,860	190,171
基 本 使 用 料	超 過 使 用 料	審 議

(資料3) 使用料試算へ